

**「文化審議会著作権分科会法制問題小委員会
技術的保護手段に関する中間まとめ（平成 22 年 12 月）」
に対する意見募集の結果概要**

1. 意見募集の期間

平成 22 年 12 月 14 日（火）～平成 23 年 1 月 7 日（金）

2. ご意見をお寄せいただいた団体・個人の総数

団体：	12 団体
個人：	56 名
合計：	68 団体・個人

3. 寄せられたメール等の総数

団体：	32 通
個人：	91 通
合計：	123 通

4. 項目ごとの意見の件数

うち、団体意見

はじめに

第 1 章 現行の技術的保護手段の規定について

第 1 節 著作権法の現行制度

第 2 節 現行制度上の規定の整理

第 3 節 各国の法制度

第 4 節 条約上の規定

計 6 件 （ 1 件）

第 2 章 技術的保護手段の在り方について

第 1 節 問題の所在

第 2 節 技術的保護手段の見直しに当たっての基本的考え方

1. 従来の考え方

2. 基本的な考え方

計 27 件 （ 10 件）

3. 保護技術の実態とその評価

(1) 音楽・映像用の保護技術 11 件 （ 4 件）

(2) ゲーム機・ゲームソフト用の保護技術 5 件 （ 0 件）

(3) まとめ 5 件 （ 2 件）

第3章 技術的保護手段の定義規定等の見直し	8件	(5件)
第4章 技術的保護手段の見直しに伴う回避規制の在り方		
第1節 基本的な考え方	4件	(2件)
第2節 回避機器規制	26件	(5件)
第3節 回避行為規制	39件	(6件)
第5章 規制の手段	1件	(1件)
おわりに	9件	(5件)
その他・全体	16件	(2件)
<hr/>		
総数	157件	(43件)

※ 1通の意見が複数項目にわたることがあるため、件数の合計は上記3. のメール等の総数とは一致しない。

5. 各項目についての主な意見の概要

※ 上記4. での各項目における分類は、基本的には、寄せられた意見に記載されていた項目名によったものである。次頁以降においては、より分かりやすい分類とするため、意見の内容に応じ、適宜分類を整理し直している。

1. はじめに・第1章（現行の技術的保護手段の規定について）

① 米国の法制度に係る記述についての意見

- 2010年にアメリカ著作権局が明らかにしたDMCA（デジタル・ミレニアム著作権法）の新たな適用除外項目の紹介が、iPhoneのJailbreakについてのみの紹介にとどまっており、本中間まとめを作成するにあたっての検討が不十分なものだったのではないか。（個人）

② ACTA（模倣品・海賊版拡散防止条約）に関する意見

- ACTAについては多くの問題が国際的に指摘されており、批准すべきではない。国民的な議論が全く行われておらず、国民的なコンセンサスを得ることができない策定プロセスをとっている条約には批准すべきではないし、またそのような条約が批准されることを前提に国内法の改正の議論を行うべきではない。（一般社団法人インターネットユーザー協会、同旨 個人）

2. 第2章（技術的保護手段の在り方について）

2-1 問題の所在・技術的保護手段の見直しに当たっての基本的考え方（第1節・第2節1・2）

① 立法事実・被害実態に関する意見

- アクセスコントロールの回避機器の氾濫等によって近年コンテンツ産業に大きな被害が生じていると報告される現状において、技術的保護手段に関する規定を適切に見直すことによって、この状況を是正するとして、本中間まとめに基本的に賛成である。（日本弁護士連合会、同旨 日本弁理士会）

- アクセスコントロール技術については、平成11年のDRM回避規制導入時や平成18年の著作権分科会報告書の検討時において、規制対象に含めないとされたものであるが、当時と現在で特殊な立法事実の変化もなっら生じてはいない。（個人）

- 「違法複製ゲームソフトの使用実態調査」にある被害額は、信用がおける数値ではない。サンプル数として圧倒的に少なく正確性に欠け、調査方法も明確ではないため、この結果は法改正の根拠にするには不適當である。（個人）

- マジコンによる被害実態として、当事者による試算結果は出されているものの、合法的利用実態がどの程度あるのかについては何らの調査も行われていない。

今回目指している著作権法改正は、万が一にでも情報一般へのアクセスコントロールとなるとすると、民主制の基礎である表現の自由・知る権利を不当に規制することとなりかねない。

したがって、そのような法改正を支える立法事実としては、これでは不十分である。（社団法人電子情報技術産業協会著作権専門委員会）

② 技術的保護手段の見直しに当たっての基本的考え方に関する意見

- 「当該技術が社会的にどのような機能を果たしているのかとの観点から保護技術を改めて評価し、複製等の支分権対象となる行為を技術的に制限する「機能」を有する保護技術については、著作権法の規制対象とするのが適当であると考え。」という考え方は、保護技術の実態に即した適切な考え方であると考え。 (社団法人日本映像ソフト協会、同旨 ビジネス ソフトウェア アライアンス、日本知的財産協会デジタルコンテンツ委員会、日本弁理士会、一般社団法人日本レコード協会)
- アクセスコントロール機能とコピーコントロール機能を併せた技術を社会的・実体的に評価し、著作権法の技術的保護手段に該当するとすることについて、基本的に賛成である。(日本弁護士連合会、同旨 一般社団法人日本レコード協会)
- 本中間まとめの整理は、著作物等をその不正な利用から防ぐために権利者や事業者が使用している「暗号型」技術について、実態としての目的から著作権法上の技術的保護手段の対象とするものであり、その基本的な方向性に大いに賛成する。(社団法人日本民間放送連盟、同旨 社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会)
- 技術的な問題として、機能としてのコピーコントロールという概念は非常に曖昧で拡大解釈される可能性があり、開発者を萎縮させるおそれがある。(個人)
- 著作物の違法ネット流通については、既に送信可能化権を創設することにより対応しており、さらに平成22年1月1日からは、音楽・映像等に関して違法アップロードサイトからのダウンロードを違法化させる改正法を施行している。中国を含む主たる諸外国も、著作物の違法ネット流通については著作権法による網をかけるとともに、ISP等を通じて違法アップロードの迅速な削除を行えるような仕組みが採用されている。したがって、今ある法的な権利を適切に行使すれば、著作物の違法ネット流通は相当程度抑止することが可能である。(個人)

③ アクセスコントロール機能のみを有していると評価される保護技術に関する意見

- アクセスコントロール機能のみを有する技術については、現行法の体系を大きく変更する可能性があるため、今回の見直しに当たっては対象としないことに賛成。(日本弁護士連合会、同旨 日本知的財産協会デジタルコンテンツ委員会、個人)
- アクセスコントロールが社会的にどのように「機能」しているのかを評価するにあたっては、法的予測可能性が担保されるとともに、事業活動に委縮効果を生じさせたり、イノベーションに歯止めをかけないために、評価の方法や基準等の明確化が不可欠である。限定的な範囲で締結されているようなライセンス契約をも考慮してしまうと、結果として、特定のプラットフォームの保護につながり望ましくない。(日本知的財産協会デジタルコンテンツ委員会)

- クラウドサービスやインターネット上の著作物の適法な利用によるビジネスを可能とするアクセスコントロール技術の回避についても規制対象とすべく、今回の短期間な検討のみで検討を終わらせるのではなく、国際的な動向をさらに踏まえて、技術的保護手段の回避規制について検討を継続すべき。(ビジネス ソフトウェア アライアンス)
- クラウドサービスなども進展してきていることを勘案すれば、支分権該当行為に直接該当しない著作物等の視聴等を制御する技術は、今以上に重要なものとなることに疑問の余地はない。そのため、技術的保護手段が施された著作物等をその技術的手段を解除して視聴等することに何らかの権利性を持たせるか否かも含め、速やかに議論を再開していただきたい。(社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会、同旨 ビジネス ソフトウェア アライアンス、一般社団法人日本レコード協会)

2-2 音楽・映像用の保護技術の実態とその評価 (第2節3 (1))

① 「暗号型」技術に関する意見

- 「保護技術が社会的にどのような機能をはたしているか」という観点から再評価し、CSS等の「暗号型」技術が、アクセスコントロール機能とコピーコントロール機能を合わせ有するものと評価しているが、実態に即した適切な見解であると考ええる。(社団法人日本映像ソフト協会)
- B-CAS方式等の「暗号型」技術を「アクセスコントロール機能とコピーコントロール機能とを併せ有するもの」と評価し、著作権法上の技術的保護手段の対象と位置付けることが適当、とする本中間まとめの結論は、放送事業者のコンテンツ権利保護の取組を正しく捉えたものであり、高く評価する。(社団法人日本民間放送連盟、同旨 日本放送協会)
- 放送用のB-CAS方式はコピーコントロール機能もアクセスコントロール機能も全く持っていない。B-CAS方式の目的は受信装置を制限する効力のみに使われる場合がほぼ全てである。(個人)
- 「暗号化そのものは、ライセンス契約に基づいて、コピーコントロールを有効に「機能」させるための技術として用いられている」とあるが、これではライセンス契約が法と同等の力を持つことになり、民間企業が法律作成と同等の力を持つのは非常に問題である。(個人)

② 「非暗号型」技術に関する意見

- 非暗号型技術には、コピーコントロールCDのように消費者の正当な利用を害するものもあり、こうした非暗号型技術を十把一絡げに権利対象とすることには同意できない。(一般社団法人インターネットユーザー協会、同旨 個人)

2-3 ゲーム機・ゲームソフト用の保護技術の実態とその評価（第2節3（2））

- マジコン規制については当然のことであり、賛成。（個人）

- オンラインゲームのアクセスコントロールにしても送信データのコピーを抑止してないといえるかどうか疑問である。（個人）
- ゲーム機器メーカーが関知しない、一般ユーザー制作のプログラムの制作・頒布やそれらと関連する行為（例えば解析など）、およびいわゆる私的複製やそのためにアクセスコントロールを回避する行為に対し、法制度上一切の制限を加えないことが確約されない限り、ユーザーの利便性を著しく損なう恐れがあるものと考えざるを得ず、本中間まとめはそのまま実行すべきでないを考える。（個人）
- 自主制作ソフトと海賊版ソフトを見分けることができない仕組みを保護することは、本来著作権法による権利保護が及ばない部分（自主制作ソフトの実行制限）を巻き添えにするものとなることから、こうしたことのないようにすべき。（個人）
- 「特定の者によるプラットフォームの保護を認めるという観点に立つものではない」と述べている以上、技術的保護手段を有する機器との相互運用性が妨げられたり、自主制作ソフトウェアなどの適法な著作物の利用が妨げられたりすることのないよう、配慮されるべきである。（日本知的財産協会デジタルコンテンツ委員会、同旨 個人）

2-4 まとめ（第2節3（3））

① 特定のプラットフォーム保護につながることにに関する意見

- PC 以外のプラットフォームのゲーム、ニンテンドーDSやPSP、WiiやPS3といったゲームプラットフォームではそのプラットフォームでしかゲームソフトウェアは動作しない。これらのソフトはプラットフォームに強く結びついているため、別のプラットフォームで動作できるようにする必要は開発・製作上ない。そのため、プラットフォームに強く結びついたゲームソフトウェアに対する暗号化回避、セキュリティ上の仕組みを回避するソフトウェアに対する違法化は理解、納得できる。（個人）

- 違法ゲームソフトの被害については、ゲームソフトのアップロードが違法に行われていることがそもそもの問題であるところ、複製そのものの防止を行っていない場合についてまで、技術的保護手段の対象と評価することは、結果として、著作権保護に名をかりたプラットフォーム保護という弊害が生じるため妥当ではない。（社団法人電子情報技術産業協会著作権専門委員会、同旨 個人）
- マジコンの規制を行うことによりプラットフォーム保護という弊害が生じることが、産業界及び利用者のみならず著作権法の権威である複数の有識者からも指摘されているのであるから、マジコン規制を実現しつつ、弊害が生じないような規制の実現を図るべく政府内部での十分な調整がなされなければならない。（社団法人電子情報技術産業協会著作権専門委員会）

② その他

- 「暗号化の解除でも当該解除により視聴が可能となる場合や、マジコン等によりゲームソフトの使用が可能となる場合には、技術的保護手段を回避した後に支分権（複製権）を侵害する行為が存在しないため、そもそも第30条第1項第2号の適用そのものは受けない」とされている点は、現行法の解釈を維持し、適法行為の範囲が狭められるものではないことが明示されており、評価できる。（社団法人電子情報技術産業協会著作権専門委員会）

3. 第3章（技術的保護手段の定義規定等の見直し）

① 技術的保護手段及びその回避の定義に関する意見

- 現行法は暗号型技術を除外する意図のもとで作られているので、暗号型技術が含まれるように技術的保護手段の方式に関する定義規定を見直すという本中間まとめの見解は、利用者の予見可能性への配慮という見地からも適切であると考ええる。また、機器が特定の反応をする信号を付加する方式以外にも複製を防止する様々な方式がありえるので、「方式」に関する定義を見直すことが適切であり、必要であると考ええる。（社団法人日本映像ソフト協会）
- 規定の見直しには賛成であるが、法律が技術の進歩に追いつかないこと等を踏まえ、特定の技術を前提とした限定的な規定ではなく、暗号技術を含む著作権者等の意思に基づいて用いられた著作権侵害の防止又は抑止のために効果的な手段が広く含まれる定義とすべきである。（ビジネス ソフトウェア アライアンス）
- 著作権法の技術的保護手段の回避機器等の提供については、刑事罰の対象（第120条の2第1号、2号）であるため、「技術的保護手段」及び「回避」の規定の見直しの際の条文化については、罪刑法定主義に反しないよう「明確性の原則」に特に配慮することに留意されたい。（日本弁護士連合会、同旨 社団法人電子情報技術産業協会著作権専門委員会、日本知的財産協会デジタルコンテンツ委員会）
- 技術的保護手段の対象範囲が著しく拡大した結果として、実態的に著作権者の利益を害さず、規制対象とすべきでない行為や装置についても、形式上、技術的保護手段を回避していると判断されてしまう可能性があり、企業の事業活動に萎縮効果を及ぼすおそれがあると考ええる。従って、現行の「抑止」の規定の見直しを行う場合には、技術的保護手段の対象範囲が明確になるよう、慎重な検討をお願いしたい。（日本知的財産協会デジタルコンテンツ委員会）

② その他

- 本中間まとめでは「権利の実効性の確保」という表現が何度も用いられているが、適法行為の範囲が狭められないように配慮した規制とされなければならない。（社団法人電子情報技術産業協会著作権専門委員会）

4. 第4章（技術的保護手段の見直しに伴う回避規制の在り方）

4-1 基本的考え方（第1節）

- 「規制の対象となる行為の特定に際しては、社会的実態を踏まえ、慎重に行われるべきものと考えられる」とあるが、条文に曖昧な部分が残ると、当初の想定を超えて規制対象を拡大解釈されるおそれがあり、権利者の過度の権利主張や、ユーザーの過度の萎縮を招きかねない。あくまで、マジコンやCSS回避のような、正規品と同等程度の利益を不正に享受するための行為に限定して規制できるような、拡大解釈の余地が無い条文にしていきたい。（個人）
- 基本的な考え方として、「技術的保護手段の回避規制を利用して、著作権の対象とならないものにまで実質的な保護を及ぼすことを認めるものではない」とあるが、これに反した結果を生じないように、利用者の利便性の確保および不正に技術的保護手段の回避を行なわない真っ当な事業者にも過度の負担を及ぼさないことに留意しつつ、適切な措置を検討していただきたい。（日本知的財産協会デジタルコンテンツ委員会）
- 「社会的実態を踏まえ」とあるが、本中間まとめには現在どのような社会的実態があるのかについての記述が、ごく一部の側面しか記載がない点が問題である。また「社会的実態」は日々進化・変化していくものであり、法による制限を社会的実態にあったものとし、保護と利用の均衡を保つために、DMCAが導入しているような、規制による影響についての定期的な意見の募集や、規制によって生じた不利益を治癒するためのモラトリアムを設けるなどの措置も必要である。（一般社団法人インターネットユーザー協会）

4-2 回避機器規制について（第2節）

① 回避規制の在り方に関する意見

- 新たに規制対象になる以前から所持しているソフトウェアの所持に対しては、規制対象から外すべきであり、また輸入に関しては、新たに規制対象になったものでも故意でなければ規制対象にすべきではないと考える。（個人）

（対象となる機器・プログラムに関する意見）

- マジコンの禁止なら範囲も絞れて規制も理解できるが、プログラムなどを規制の対象に含めるべきではなく、特定の機器などに対象を狭めるべき。あまりに規制対象範囲が広がると、技術発展にも影響を与える。（個人）
- 法改正を行うに当たっては、厳密な適用範囲の特定が必要であり、少なくとも複製防止技術の具体的な登録制度が不可欠であると考えられる。（一般社団法人インターネットユーザー協会）

(水際規制に関する意見)

- 回避装置等の輸入を規制したとしても、同時に回避装置等を輸入の水際で差し止めることができなければ、実効性が確保できない恐れがある。法改正に合わせて関税法を改正し、回避装置等を水際規制の対象とすべきである。(社団法人日本民間放送連盟)

② 回避装置等の種類との関係に関する意見

(汎用的な装置について)

- 汎用的な装置を技術的保護手段の回避対象としないという、現行法を維持することに留意されたい。(日本弁護士連合会)
- 回避を伴う利用の際に用いられる装置等のうち、汎用的な装置等についても、その装置が使われる主な目的や社会的な機能、使用実態の観点から見れば、技術的保護手段を回避するためのものであると評価される場合には、規制の対象とすべきである。(社団法人日本民間放送連盟、同旨 一般社団法人日本音楽著作権協会)
- 「“汎用的な”装置」という用語が免罪符にならぬよう、第120条の2の「技術的保護手段の回避を行うことを専らその機能とする装置」の“専ら”の解釈について明確な整理がなされることを要望する。また、解釈の整理にあたっては、先般合意されたACTAとの整合性に十分留意すべきである。(社団法人日本民間放送連盟)

(無反応機器について)

- いわゆる「無反応機器」を技術的保護手段の回避対象としないという、現行法を維持すること。(日本弁護士連合会)
- 本中間まとめでは、いくつかの点で消費者の権利に配慮している側面が見られる点を喜ばしいものとして評価したい。例えば『方式』の見直しに当たり、いわゆる『無反応機器』(特定の信号に反応しないことにより、結果として技術的保護手段が機能しない装置)が規制対象とならないようにすることについても、引き続き配慮が必要である。」といった記述を今後も継続的に求めていきたい。(一般社団法人インターネットユーザー協会)

③ その他

- 過去に購入したメディアの規格が古くなり再生機器が市場で購入できなくなった場合、持っている再生機器が故障してしまうと鑑賞ができなくなってしまうといった状況が生じうるが、こうした状況を回避するために、再生機器が販売終了により存在しない場合等の場合には規制の対象外とすることや、最新のメディアでの提供を義務化することなどについて検討する必要がある。(個人)

4-3 回避行為規制について（第3節）

- コピーしたゲームがプレイできるということは憂慮すべきことだが、回避行為自体の規制には慎重であるべき。（個人）
- ソース公開ソフトウェアの世界では、独自に DRMを解析した上で暗号の復号コードを組み込んだDVDの視聴のためのソフトウェア等が提供されてきたが、第120条の2において回避プログラムの公衆送信が規制対象となっているため、仮に暗号の復号それ自体が技術的保護手段の回避と整理されると、暗号を復号した上で視聴する機能しか持たない場合であっても、「回避プログラム」の公衆送信と見なされるという懸念がある。（個人）

（権利制限規定との関係に関する意見）

- バックアップ目的の複製の場合には、私的複製を認めてほしい。（個人）
- DVDやBlu-ray Discを購入しても、それらをポータブルデバイスに複製することができなくなり、私的な利用が阻害されることになることから反対である。（個人）
- 業として行われるものとはかく、家庭内で行われる私的複製行為については、そもそも行為の把握のしようがなく、規制の実効性がなく、無理に規制しようとするれば弊害が大きい。（個人）
- DVDなどへのアクセスあるいはコピーをコントロールしている技術を私的な領域で回避しただけでは経済的損失にはなり得ず、またインターネットに投稿されることによって生じる被害は公衆送信権によって処罰することが可能である。（個人）
- 電子的に記録された著作物への障害者のアクセスのためにも障害者が必要とする方式に変換するための複製が必要になる。このため、障害者のアクセス保障を目的とした利用については、技術的保護手段の回避が可能な制度設計を求める。（個人）
- 権利制限の一般規定が法制化された場合、技術的保護手段を回避した利用であっても権利制限の対象となる可能性があるが、この点の考え方を示すべきではないか。（個人）

（その他）

- 回避行為規制は、著作物でないものを保護しないとはいえ、回避手段を規制されてしまっているため、実質、著作物でないものも保護してしまう。著作物であっても著作権の保護期間は有限であるため権利がなくなった後も実質保護してしまうことになる。（個人）

5. 第5章（規制の手段）

- 私的使用のための回避行為を伴う複製行為について、行為者は刑事罰の対象から除外されていると整理された点について、個々の私的複製による被害法益は大きくないにしても、その総体としての被害法益は膨大であると考えられることから、著作権侵害を抑止する観点からも、私的使用のための回避行為を伴う複製行為についても刑事罰化するよう、見直しの検討を行うべき。なお、可罰的違法性が低いことは、刑罰の軽重で調整が可能である。（一般社団法人日本レコード協会）

6. おわりに

7. その他

- デジタル・ネット社会において、著作物等の侵害行為は、燎原の火という表現では喻えられないほどの速度で拡散している。対策が一秒遅れるごとに、我々国民が有するコンテンツの被害が幾何級数的に増大しているのが実情である。この惨憺たる現況を一刻も早く改善するために、著作権法ならびに関税法の可及的速やかな改正および施行を強く希望する。（社団法人日本民間放送連盟、同旨 一般社団法人日本音楽著作権協会、日本放送協会）
- ゲーム機・ゲームソフトに施されている技術的手段を回避する機器・プログラムの氾濫によって、違法アップロード・ダウンロード等によるゲームソフトの被害は甚大なものとなっており、日々拡大し続けていることから、早急な立法化及び施行を希望する。（社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会）
- 本中間まとめが、僅か二ヶ月間の検討でまとめられ、実際に法改正まで行われようとしていることは問題であり、更なるヒアリング等が行われることを望む。（個人）
- 不正競争防止法とは別個に改正する必要性について検討するべきである。（日本知的財産協会デジタルコンテンツ委員会、同旨 個人）
- 今回の検討において、インターネット上での著作物の利用、ビジネスソフトにおける技術的保護手段の実態、クラウド時代を見据えたコンテンツやアプリケーション・ソフトウェアの利用について十分な検討をしたとは言い難いと考えるので、市場での技術の利用動向や最新のインターネット上でのコンテンツ及びアプリケーション・ソフトウェアの利用動向を踏まえて更なる検討を継続すべきである。（ビジネス ソフトウェア アライアンス）
- 近年、技術に関する条文は難解で理解困難な表現になりつつあるが、法律は一般市民が一読して理解できるものでなければならないものであるから、改正条文はできるだけ平易な表現で規定することに留意されたい。（日本弁護士連合会）

- コピーコントロールを解除する行為を禁じた場合、コピーコントロールがかかった音楽や映像コンテンツを私的目的で複製する余地はなくなり、デジタルコピーによる私的複製によって本来著作権者等の受けるべき利益を害することはなくなるため、私的複製が全く行われる余地がない録音又は録画の機能を有する機器や記録媒体における私的録音録画補償金は、完全に廃止されなければならない。(一般社団法人インターネットユーザー協会)

以 上